Ι もくじ

はじめに

最高裁平成二九年一二月一二日決定

論説

仲裁人の事実開示義務について

最高裁平成二九年一二月一二日決定を手がかりに

濵 田

陽

子

おわりに

開示義務違反の効果 仲裁人の事実調査義務 仲裁人の事実開示義務

Ι

は

じ

め

仲裁は、 裁判とは異なり、 私的な紛争解決制度であるが、その手続は公平・適正なものでなければならない。

裁手続および仲裁判断の公平性や妥当性を確保し、仲裁制度に対する国民の信頼を維持するためには、

判断者たる

仲

度は、 限されておらず、当事者によって仲裁人にふさわしくない人が仲裁人に選任される可能性がある。 仲裁人が公正・中立の立場を保持することが不可欠である。 仲裁人の公正・中立の確保の要請に応えるために設けられている。 他方で、 仲裁人の資格は、 仲裁法によっては 仲裁人の忌避制 般に制

事案に応じて個別に判断せざるをえないとされているが、 若干の検討を試みる。一般に、開示すべき事実の範囲を明確に確定することは困難であって、最終的には具体的な 囲に含まれるのかは定かではない。この点について本稿では、最高裁平成二九年一二月一二日決定を手がかりに、 いを生じさせるおそれのある事実」(仲裁法一八条三項、四項)であるが、具体的にどのような事実が開示義務の範 としてもまた実務にとっても有益であろうと思われる。 は手続から排除される。仲裁人候補者および仲裁人によって開示されるべき事実は、「自己の中立性又は独立性に疑 忌避事由となりうる事情が当事者に提供され、適切に忌避権が行使されることにより、公正・中立ではない仲裁 忌避制度を実質的に保障するため、仲裁法では、仲裁人候補者および仲裁人に対する事実開示義務を定めている。 より具体的な基準を求めて考察を深めることは、

\prod 最高裁平成二九年一二月一二日決定

(1) Yの完全親会社が被告となっているクラスアクション事件において訴訟代理人になっていた事実を、 られた事案である。 仲裁事件について、 仲裁法四四条一項四号、六号、または八号に定める取消事由があると主張して、当該仲裁判断の取消 本件は、X・Xと、Y・Yとの間で、一般社団法人日本商事仲裁協会(以下、「JCAA」という。)に係属した 問題となったのは、 仲裁廷の長たる仲裁人をA、その余の仲裁人をE、Fとする仲裁廷の仲裁手続または仲裁判断 Aが所属するK法律事務所の米国の事務所に所属する弁護士 亩Bが、 仲裁手続中に しが求め

Aが開示しなかったことについて開示義務違反 一項六号または八号)に該当する否かである。 (仲裁法一八条四項) があり、 これが仲裁判断取消事 由 同 洒

ポールに置く会社である。 Xらは、いずれも空調機器であるパッケージド・ターミナル・エアー・コンディショナー(以下、「PTAC」とい 電気・通信・電子および照明機械器具の製造・販売等を目的とする株式会社であり、Yは、その本店をシンガ の販売等を目的とし、その本店をアメリカ合衆国(以下、「米国」という。)テキサス州に置く会社である。Yi

手続で使用される言語は英語とすること、仲裁判断は終局的であり、本契約の当事者を拘束することなどを内容と 場合には、JCAA の商事仲裁規則に従い、日本の大阪府における仲裁へ付託されること、仲裁人は三名とし、 する仲裁事項があった(以下、「本件仲裁条項」という。)。 下、「二〇〇二年 PSA」という。)を締結した。この契約の準拠法は日本法であり、契約の当事者間に紛争が生じた 平成一四年一〇月二八日、Xは、C株式会社およびシンガポール法人Dとの間で、PTAC に関する売買契約 以

併により、二〇〇二年 PSA 上のDの権利義務を承継した。 平成一六年四月一日、Yは、二〇〇二年 PSA 上のCの権利義務を承継した。平成二一年一月一日、 Y2 は、 吸収合

抵触しない新しい「シリーズ3 PTAC」の開発協力に関する覚書を締結した(以下、「二〇〇六年覚書」という。)。 平成二一年九月三〇日、 平成一八年三月二九日、ヹは、Yとの間で、平成二二年一月一日発効予定のモントリオール議定書による規制に 準拠法の定めがなかった。 Yは、G株式会社の子会社となり、平成二三年四月一日には、完全子会社となった。

退の意向を伝えた。その後、XらとYらは、撤退に伴う保障等に関する協議を行った。 Y_1 年には PTA 事業から撤退することを決定し、 同年六月五日から七日にかけて、 Xらに対し、 撤

平成二二年一〇月二八日、Yらは、Mに対して二〇〇二年 PSA を解除するとの意思表示をした。

几

約上の義務違反がない旨を宣言する等の仲裁判断を求めて、JCAA に対して仲裁手続の開始を申し立てた(以下、 基づく損害賠償請求の支払いを求めて反対請求を申し立てた。 「本件仲裁」という。)。これに対してXらは、平成二三年八月一一日に答弁書を提出するとともに、Yらによる本 平成二三年六月一六日、Yらは、本件仲裁条項に基づき、二〇〇二年 PSA および二〇〇六年覚書につきYらに契 の解除が不適法かつ違法であること、又は本件覚書に関する義務を履行したことの宣言および債務不履行に

は、 き、JCAA がFを仲裁人に選任した。EとFは、同年九月二〇日、 でに仲裁人を選任しなかったので、JCAA の商事仲裁規則(以下、「本件仲裁規則」という。)の二六条一項に基づ 平成二三年八月二四日に、Yらは、Eを仲裁人に選任した。Xらは、JCAA からの指示にもかかわらず、 K法律事務所のシンガポール事務所に所属する弁護士である。 仲裁廷の長たる仲裁人としてAを選任した。A 期限

11 与し又はかかる職務の情報を与えられることはありませんし、 する可能性があります。また、Kの弁護士は、将来、本件仲裁に関係しない案件において、 当事者及び/又はその関連会社と利益相反する案件において、当該クライアントに助言し又はクライアントを代理 認識しておりません。 の独立性及び公正性に影響を与えることはないと考えています。」との記載のある表明書 /又はその関連会社に助言し又はそれらを代理する可能性があります。私は、本件仲裁の係属中、 **う**。 Aは、同日付で、「⑴私は、私の公正性又は独立性に正当な疑いを生じさせるおそれのある現在又は過去の案件を JCAA に提出した。 (2) Kの弁護士は、将来、 本件仲裁に関係性はないけれどもクライアントの利益が本件仲裁の また、 かかる職務が、 本件仲裁の仲裁人としての私 (以下、「本件表明書」と 本件仲裁の当事者及び かかる職務に関

平成二二年二月五日には、 GおよびYと同じくGを完全親会社とするHを被告とする、 ブラウン管に関する反ト

属していた。 同連邦地方裁判所サンフランシスコ支部に届け出た。 弁護士であるBは、同年一二月二日付で、L法律事務所所属の弁護士としてHの訴訟代理人として出

(以下、「本件クラスアクション」という。) が、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判

ラスト法訴訟

平成二五年二月二〇日、Kは、プレスリリースで、BがKのサンフランシスコ事務所に移籍した旨を発表した。 Aは、BがKに移籍した後も、同人が本件クラスアクションにおいてHの訴訟代理人を務めているという事実を、

JCAA および本件仲裁の当事者に開示しなかった。

件仲裁の最終仲裁判断書を受領し、 平成二六年八月一一日、 Aらで構成される仲裁廷は本件仲裁につき仲裁判断をした。同年八月二二日、 同年一一月一三日に、 大阪地裁に対して、 当該仲裁判断の取消しを求める申立 Xらは本

てをした。

(2)第一審 (大阪地決平成二七年三月一七日判時二二七〇号七四頁) は次の通り判示して、申立てを棄却した。

Kの所属弁護士であるBが本件クラスアクションに関与しているとの事実を開示しなかったことは、当事者間に争 のある事実 ある H いがない。そして、本件クラスアクションにおいて、Aと同じくKに所属する弁護士であるBが、Yと資本関係の B は、 の訴訟代理人を務めているという事実は、Aの仲裁人としての公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれ 遅くとも平成二五年二月二〇日以降、Kのサンフランシスコ事務所に所属しているところ、Aにおいて、 (仲裁法一八条四項及び規則二八条四項) に該当すると解する余地がある。」

属する弁護士であって、 情は窺われないこと、②本件仲裁と本件クラスアクションは事案及び当事者を異にし、 しかしながら、「①AはKのシンガポールオフィスに所属する弁護士であるのに対し、Bはサンフランシスコに所 両弁護士の間に本件クラスアクションに関する情報交換等の交流があったというような事 関連性もないこと、

含め、 身は本件クラスアクションに関与しておらず、 本件クラスアクションに関する情報に接する機会はなかったこと、以上の事実が認められる。 Kに所属する弁護士が本件クラスアクションに関与していることを

5 代理人を務るBがKのサンフランシスコ事務所に移籍したとの事実があっても、 件仲裁判断の結論に影響を及ぼしたとも認められない。 裁人としての公正性又は独立を疑うに足りる相当な理由がある これらの事情に鑑みれば、Kの所属弁護士であるAが仲裁人に選任された後、 同事実をもって、 Aにつき仲裁人としての忌避事由が存在したということはできず、また、 (仲裁法一八条一項二号)とまでは認められ このことのみでは、 本件クラスアクションでH 同事実の存在が いまだAの の訴 仲 か

認められる。このことをも併せ考慮すれば、Aが上記の事実を開示しなかったことが開示義務違反 た後、Kに所属する他の弁護士が本件仲裁事件に関係しない案件においてYの関連会社の訴訟代理人を務めること) 独立性及び公正性に影響を与えることはないと考えている旨の見解を表明しているところ、Xらは、これに対して の関連会社に助言し又はそれらを代理する可能性があることを明らかにした上、A自身は、本件仲裁事件の係属中、 の中で、 は、Xらにおいてもあらかじめ想定できたにもかかわらず、Xらは、このことを各別問題視していなかったことが 何ら異議を述べなかったものであって、上記のような事態が生じ得ること(Aが本件仲裁事件の仲裁人に選任され このような職務に関与し又はそ情報を与えられることはなく、このような職務が、本件仲裁事件の仲裁人としての 項四号)にあたるとしても、それによる瑕疵は軽微なものといえる。」 このことに加えて、 K所属の弁護士が、将来、本件仲裁事件に関係しない案件において、本件仲裁事件の当事者及び/又はそ 上記の通り、 A は、 仲裁人に選任されるにあたり、JCAA に対して本件表明書を提出し、そ (仲裁法一八条

仲裁判断を取り消すことは相当でないというべきである 以上によれば、 Aによる上記の開 示義務違反が仲裁法四四条 (仲裁法四四条六項)。」 一項六号に該当するとしても、 これを理由に本件

(3)これに対して、 抗告審 申立てを認容した。 (大阪高決平成二八年六月二八日判時二三一九号三二頁、 判夕一四三一号一○八頁) は

原決定を取り消し、

裁規則二八条四項)になる」 立性に疑いを生じさせるおそれのある事実に該当すると言えるから、開示義務の対象 訴訟代理人を務めているという事実(以下、「本件利益相反事由」という。)は、 本件クラスアクションにおいて、 Aと同じくK所属の弁護士であるBが、Yと完全兄弟会社の関 Aの仲裁人としての公正性又は独 (仲裁法一八条四項、 あ る H

これが、 みても、これにより上記疑いがなくなるものではない。」 か、本件仲裁と本件クラスアクションとはそれぞれ当事者が異なり、また、事案の同一性も関連性もないといって 本件利益相反事由は、…Xらの立場からすれば、Aを忌避するかどうかを判断するための重要な事実といえるから、 となる事実は、 「上記開示義務は、 開示義務の対象となることは明らかである。また、… (AとBが) 忌避事由(仲裁法一八条一項)そのものよりも広い範囲の事実が含まれると解するのが相当である。 仲裁人を忌避するかどうかの判断資料を当事者に提供するためのものであるから、 勤務するオフィスの所在 国が異なると その対象

じさせるおそれのある事実が客観的に存在しているにもかかわらずその事実を仲裁人自身が知らなかったとい 事務所であるK内においてコンフリクトチェック を担保するとともに、 の全部を遅滞なく開示しなければならないとされており(仲裁法一八条四項)、これは、 一仲裁人は、 記開示義務を免除することはできない。…仲裁人が手間をかけずに知ることができる事実については 示の ため 仲裁手続の進行中、開示義務の対象となる事実の発生時期のいかんを問わず、開示していな 0 仲裁に対する信頼を確保するためのものであるから、 調査義務が課されるべきである。そして、 (当該案件の当事者及び対象を明示して当該法律事務所所属の全 本件利益相反事由については 仲裁人の公正性又は独立性に疑 仲裁人の忌避制度の実効性 Aが所属する法律 事実 を生

開 弁護士に利益相 能であったというべきである。本件においてこのような調査がK内で実施されたかどうかは一件記録上明らかでな 示されなかった場合であっても、 当該調査が実施されたのに開示されなかった場合にはもちろんのこと、 反がないかどうかを照会して確認する手続) 本件利益相反事由の不開示につき、開示義務違反の責任を免れない。」 を行うことにより、 当該調査が実施されなかったために 特段の支障なく調査することが

八

それらを代理する可能性があります。」と標記しているが、これは、将来、生起する可能性のある抽象的、 発生し得る具体的に特定可能な事実でなければならず、そうでなければ、当事者は、その開示された事実が忌避事 その対象となる事実は、 ならないから、 在的な利益相反を表明しているものにすぎず、これにより、現実に発生した本件利益相反事由を開示したことには の弁護士は、将来、本件仲裁に関係しない案件において、本件仲裁の当事者及び/又はその関連会社に助言し又は 由に該当するかどうかを適切に判断することができないというべきである。そして、Aは、本件表明書におい 三義務は、前記のとおり、仲裁人を忌避するかどうかの判断資料を当事者に提供するためのものであるから 本件利益相反事由は「既に開示した」とはいえない。」 将来、 生起する可能性のある抽象的、 かつ、潜在的な事実ではなく、 現実に発生し、 かつ、潜 て K

六号の取消事由に該当するというべきである。. その事実を知らされずに、本件仲裁の手続が進行し、最終的に、本件仲裁判断を受けたものである。そして、 本件開 人の開 かかわらず、 本件利益相反事由は、Xらの立場からすれば、Aを忌避するかどうかを判断するための重要な事実であるにも 示義務違反は、 示義務が、 前記のとおり、 仲裁手続の公正及び仲裁人の公正を確保するために必要不可欠な制度であることを考慮すると、 それ自体が仲裁廷の構成又は仲裁手続が日本の法令に違反するものとして仲裁法四四条一項 Aが開示義務に違反してこれを開示しなかったために (本件開示義務違反)、Xらは 仲裁

本件利益相反事由は、その内容からして、仲裁人の忌避事由に該当する可能性がないとはいえないものであり、

で上記 四項括弧

0

(4)

最高裁

(最決平成二九年一二月一二日民集七一巻一〇号二一〇六頁、

判時二三六五号七〇頁、

判

ター

兀

四七

示義務違反は、重大な手続上の瑕疵というべきであるから、それ自体が、たとえ、本件仲裁判断の結論に直接影響 続中に忌避申立てをせず、審理終了時には本件仲裁の手続が「とてもフェアである」と述べていたとしても、 まではいえない。また、Xらは、本件仲裁の手続中に本件利益相反事由を知らされていないから、 その不開 ようなXらの行為によって本件開示義務違反という手続上の瑕疵が治癒されることにはならない。そして、 裁人の公正に疑問をもつこともなく、本件仲裁の手続に応じ、 示は決して軽微な瑕疵とい い難いものであるから、 本件開示義務違反が重大な仲裁手続保障違反でない 本件仲裁判断を受けたのであるから、仮に、 仲裁手続及び仲 その手

したがって、 を確保するとともに、仲裁制度に対する信頼を維持するためにも、本件仲裁判断をこのまま維持することはできず 「上記の通り、本件開示義務違反は、重大な手続上の瑕疵というべきであるから、 当裁判所は、 本件申立てを裁量棄却することはしない。」 仲裁手続及び仲裁判断

を及ぼすことがないとしても、仲裁法四四条一項六号の取消事由に該当するというべきである。」

四二頁)は原決定を破棄し、事件を大阪高裁へ差し戻した。(4) きるようにすることにより、仲裁人の忌避制度の実効性を担保しようとしたことにあると解される。 な理由」(同条一項二号)に当たる事実よりも広く事実を開示させて、 一八条四項の事実が「既に開示したもの」に当たれば、当該事実につき改めて開示すべき義務を負わない (仲裁法一八条四項)の趣旨は、仲裁人に、忌避の事由である「仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当 当事者が忌避の申立てを的確に行うことが 仲裁人は、法 が 同

「既に開示した」ものとして扱われるとすれば、 当事者が具体的な事実に基づいて忌避の申立てを的確に 九

書)、仲裁人が当事者に対して法一八条四項の事実が生ずる可能性があることを抽象的に述べたとい

行うことができなくなり、 仲裁人の忌避の制度の実効性を担保しようとした同項の趣旨が没却されかねず、

同項にいう「既に開示した」ことには当たらないと解するのが相当である。」 したがって、 仲裁人が当事者に対して法一八条四項の事実が生ずる可能性があることを抽象的に述べたことは

ば、仲裁には、当事者に対し、法一八条四項の事実の有無に関する合理的な範疇の調査により通常判明し得るもの な法一八条四項の趣旨に加え、 をも開示すべき義務を負うというべきである。 法一八条四項の事実を認識している場合にこれを開示すべき義務を負うことは明らかである。そして、上記のよう 「上記の通り、 仲裁人は、当事者に対し、法一八条四項の事実の全部を開示すべき義務を負うところ、 同項は開示すべき事実を仲裁人が認識しているものに限定していないことに照らせ 仲 裁

である。 れば、仲裁人は、 みで他に限定をしていない上、「既に開示したもの」のみを開示すべき事実から除外しているにとどまることからす また、同項は、仲裁人が法一八条四項の事実を開示すべき義務を負う時期につき「仲裁手続の進行中」とするの 仲裁手続が終了するまでの間、当事者からの要求の有無にかかわらず、 同義務を負うというべき

る。 べき義務に違反したというためには、仲裁手続が終了するまでの間に、仲裁人が当該事実を認識していたか、 人が合理的な範囲 したがって、仲裁人が、当事者に対して法一八条四項の事実を開示しなかったことについて、 の調査を行うことによって当該事実が通常判明し得たことが必要であると解するのが相当であ 同項 所定の開 示す

明らかではない。また、Kにおいて本件事実が認識されていたか否かや、Kにおいて、所属する弁護士の間 審までに提出された資料に照らしても、 本件仲裁判断がされるまでにAが本件事実を認識 してい たか 否か の利益

がされるまでにAが合理的な範囲の調査を行うことによって本件事実が通常判明し得たか否かも明らかでは 相 反関 係 の有無を確認する態勢がい て確定することなく、 かなるものであったかについても判然としないことからすれば、 Aが本件事実を開示すべき義務に違反したものとした原審の… 本件仲

■ 仲裁人の事実開示義務について

裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。」

執行から排除する機会が与えられている。(8) 当事者から独立して、 と法の適用に基礎をおく第三者の判断であるという点では、裁判と変わることがない。仲裁人は、裁判官と同様に、 (1)という要請に応えるため設けられているのが忌避制度である。 ができ、その結果、 される必要がある。 紛争解決の機会が失われ、 な外観を確保する必要がある。 仲 仲裁法によっては一般に制限されていない。 裁判断は、 裁判官の判断である裁判とは異なり私人たる仲裁人による判断であるが、 仲裁人にふさわしくない人が仲裁人になる可能性がある。そこで、仲裁人の公正・中立 仲裁判断が妥当であるためには、 いずれの当事者にも偏することのない公平・中立の立場を保持するべきであるし、そのよう また特別な合意がない限り、仲裁には上訴が認められないので、 仲裁は当事者の合意に基づく紛争解決制度であるが、仲裁合意によって裁判による したがって当事者または裁判所は誰でも仲裁人に選任すること 仲裁人が公平であることが必要である。他方で、(6) 当事者には、公正・中立ではない仲裁人をその任務 適正な仲裁判断が保障 原則として事実の認定 仲裁 の確 人の資

仲裁法一八条 仲裁人の公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき(同二号)には、 項は仲裁 人の忌避につい て定めており、当事者が合意で定めた仲裁 人の要件を満たさないとき(同 当事者は仲裁人を忌避

することができる。

が、これらを明確に区別することは困難であって、また厳密に区別する必要がどこまであるのか疑問が提示されて(st) 疑いを生じさせるおそれのある事実には、 な行動に問題がある場合とが指摘されている。この「公正性」や「独立性」が何を指すのかは議論があるところだ 一号の「公正性または独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき」について、一般に、公正性または独立性に 仲裁人が事件または当事者と一定の関係がある場合と、 仲 裁人の具体的

れるべきではない。 るからである。また、もしこのような忌避事由の主張を認めると、 はいわば当該原因に基づく忌避権を放棄したに等しく、後に当該原因に基づく忌避を認める必要はないと考えられ 裁当事者が、 した場合には、忌避の原因となる事由は、仲裁人の選任後に当事者が知ったものに限られる(仲裁一八条二項)。仲 なお当事者が主張できる忌避事由には特則がある。すなわち、 自ら選任した当該仲裁人の忌避を申し立てることができるが、このような忌避の申立ては信義に反して認めら 仲裁人の選任前に忌避事由の存在を知りながら当該仲裁人を選任したということは、当該仲裁当事者 当事者が仲裁人を選任した場合または選任に関与 仲裁手続の進行状況が自己に不利になったとき

(2) 判断材料を当事者に提供するためのものである。いくら当事者に忌避権を認めたとしても、 因となるべき事実がある場合には、それを開示するよう求めている。 実際に忌避することは難しい。当事者の忌避権は、 ての忌避事由を十分に知りうる状況にないならば、 仲裁当事者の忌避権の行使を実質的に保障するため、仲裁法は、 仲裁人の忌避事由について十分な情報が提供される状況にあっ 仮に当該仲裁人に忌避事由があっても、 これは、 仲裁人候補者および仲裁人に対して、 仲裁人の選任および忌避についての 当事者が仲裁人につい 当事者は当該仲裁

てはじめて、実効性のあるものになるからである。このような開示義務については、 であるとの議論がなされていた。 旧法下でもこれを認めるべき

双方に対して開示しなければならない。(音) ためのものである。 く開示しなければならない 仲裁手続の進行中は、当事者に対して、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を遅滞な 裁人への就任交渉に応じようとする場合には、当該依頼を受けた者はこの開示義務を負う。仲裁人となった後も、 するかどうかの判断資料を、選任しようとしている当事者に提供するための開示である。仲裁依頼を受けた者が仲 に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない(仲裁一八条三項)。これは、 まず、仲裁人への就任依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼者に対して、公正性または 仲裁人は、開示義務の対象となる事実の発生時期にかかわらず、開示していない事実を当事者 (仲裁一八条四項)。これは、仲裁人を忌避するかどうかの判断資料を当事者に提供する 仲裁人に選任

を維持するという公益的な目的も有するとも解されている。(ユタ) 情報提供にあり、 加えて、本件の抗告審が指摘しているように、仲裁人の公正・中立を確保することによって仲裁制度に対する信頼 このように、仲裁人の開示義務の主たる目的は、当事者が公正・中立ではない仲裁人を手続から排除するための したがって一八条三項・四項は第一に仲裁当事者の利益保護のための規定であると考えられる。 (E)

(3) 忌避事由よりも範囲が広いと解される。 事由である「仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由がある」ことと比較すると、開示すべき事実は、 その判断を的確に行うことができるようにするために、忌避事由そのものよりも広い範囲での開示が義務づけ 開 示の対象になるのは、「自己の中立性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部」である。忌避 一八条一項二号の忌避事由があるかどうかの判断を当事者に委ねるととも

尚

いかという懸念も表明されている。 報を開示すると、かえって当事者が不安になってしまい、仲裁人に対する当事者の信頼を失わせてしまうのではな させるおそれがあるのではないかともいわれている。また、とくに仲裁手続の冒頭で事細かに利害関係に関する情ではるおそれがあるのではないかともいわれている。また、とくに仲裁手続の冒頭で事細かに利害関係に関する情 されている。さらに実務において、 当事者の間の過去の職業上・業務上の関係や、職業上の秘密やプライバシーに関わる事実なども含まれうる。 すべき事実を広く解すると、忌避権が行使される確率が高くなり、その結果仲裁手続が遅延する危険があると指摘 ではどこまでが開示すべき事実の範囲に該当するのだろうか。事案によっては、開示すべき事実には、 開示義務の範囲を広く捉えすぎると、仲裁人または仲裁人となるべき者を萎縮

ずに当事者による適切な忌避権の行使が妨げられたり、仲裁手続開始後に問題となる事情が明らかになる可能性が 高くなって結果的に手続を最初からやり直さなければならない危険も生じる。 他方で、開示すべき事実を狭く解すると、問題となりうる事情について仲裁当事者間で十分な情報共有がなされ

様々な利害関係をもつ人が仲裁人に選任されうるが、これらの利害関係は当事者からみれば必ずしも明確に認識で 報提供が不可欠であると考えられるからである。また、仲裁法では仲裁人の資格が定められておらず、したがって(ミシ とする忌避に委ねられている。そうであるならば、当事者による自律的な判断が適正に実現されるよう、 る。仲裁には、訴訟とは異なり除斥制度は存在せず、仲裁人の公正・独立についてはすべて当事者の申立てを必要(8) きるとは限らない。 忌避制度の実効性を確保するという制度趣旨に鑑みれば、基本的に広く捉えるべきだという考え方が一般 な事実の開示は有益であると考えられる。 仲裁手続の基盤でもある当事者と仲裁人の間の信頼関係を強固なものにするためにも、 十分な情 仲裁人 的であ

仲裁人または仲裁人候補者の開示義務の対象となる事実には様々なものが考えられるが、

以下では本件で問題と

兀

(4)人が一方当事者の法律顧問を務めているという事実も、 るという事実も、 き事実であると考えられる。また、仲裁人と一方当事者との間に一定の経済的、 というのが手続法の一つの理念であるとすると、 一項各号) 開示義務は当事者による忌避権行使の実質的な保障のために規定されたのであるから、 に該当する事実は、 開示されるべき事実に含まれうると考えられる。仲裁人と一方の当事者が雇用関係にある、(³⁸) 開示義務の範囲に含まれる。たとえば、 仲裁人と一方の当事者が同一であるという事実は、 仲裁人の公正・独立を疑うに足りる相当な理 何人も自分の事件の審判者にはなりえな 職業的、 あるいは精神的 忌避事由 曲が 開示されるべ 仲裁 ?ある 関係があ 八条

なった、

仲裁人と一方当事者との関係に焦点を絞って考察したい

裁一八条一項二号)と考えられる。

仲

位置する異なるオフィスに所属していたという場合でも、 者の代理人の実弟であるという事実、 仲裁人が一方当事者の代理人の実弟であるという事実、仲裁人と同じ法律事務所に所属する別の弁護士が一方当事(タロ) 所に所属する別の弁護士が一方当事者の関連会社が当事者となっている別の仲裁事件の仲裁人であるという事実! 所属する別の弁護士が別の事件で一方当事者に法的な助言を与えたことがあるという事実、 所属弁護士 じ法律事務所の別の弁護士が別の事件で一方当事者に法的な助言を与えたという事実について、 の法律顧問を務めているという事実は、 うだろうか。 では仲裁人の所属する法律事務所が一方当事者の法律顧問を務めているという事実、 は 一般に弁護士とその所属する法律事務所は一体であると考えれば、 同 一だとすれば当然に開 仲裁人が一方当事者の代理人と同じ弁護士会に所属しているという事実はど 示義務の範囲に含まれるだろうし、 忌避事由に該当すると評価でき、 少なくとも公正・独立に疑いを生じさせるおそれ 仲裁人と当該弁護士とが別 開示義務の範囲に含まれる。 仲裁人の法律事務所が一方当事者 仲裁人と同じ法律事務所に 仲裁人と同じ法律事 法律事務所とその 0 裁 のある 人と同 務

れのある事実に相当しうるのかは疑問である。

事実 0 無料法律相談を通じてでありそれ以降現在まで関係がないという場合でも、公正・独立に疑いを生じさせるおそ (仲裁一八条三項・四項) に該当すると考えられる。ではたとえばその別の弁護士が助言を与えたの Ú

六

(5) 2014) (以下、「IBA ガイドライン」という。)を参考にしている。ガイドラインは、第一部で一般的な規範を述べ、 際仲裁における利益相反に関するガイドライン (IBA Guidelines on Conflict of Interest in International Arbitration 第二部で、定型的と考えられる開示事由を開示義務の強度に応じてレッド、オレンジ、グリーンに色分けしたリス 本件の第 一審および抗告審の判例評釈の多くが、 国際法曹協会(IBA, International Bar Association)による国

トによって表示している。

は、レッド・リストに挙げられた事実は開示されなければならない事実であると考えられている。なぜなら、この 利益相反が存在するとして、仲裁人の不偏または独立に疑問を抱くと考えられるからである。 ような事実を認識した合理的な第三者であれば、客観的に見て仲裁人または仲裁人候補者と一方の当事者との間に レッド・リストは、当事者が忌避申立権を放棄できないものと、放棄できるものを含むが、開示義務との関係でしょう。

かを判断する必要があり、 裁人が手続から排除されるわけではないが、仲裁人はこれらの事情について当事者に開示する義務があるとされる。 当な疑いをもたらす可能性のある事情が列挙されている。仲裁人にこれらの事情があることによって当然に当該仲 このような事情の下では、 オレンジ・リストに挙げられた事由は、個別具体的な事情の下において、仲裁人の不偏または独立についての正 その前提として当事者が更なる調査を希望する可能性がある事情を、 合理的な第三者の観点から、仲裁人の不偏または独立についての正当な疑いがあるか否 当事者に知らせる

必要があるからである。

185

場合を示している。 グリーン・リ ストに挙げられた事由は、 したがって、仲裁人にこれらの事情を開示する義務はないとされている。 客観的に見て利益相反が存在しないように見えるか、 実際に存在

はなく、 いは当事者の主観的な基準によるべきであるかという問題についても、主観的な基準が絶対的なものであるべきで また時間的な制約についても、ある事情については長すぎたり、 るか否かは議論されうるとする。たとえばリストには された事情の境界線はしばしば不明確であり、 なおこのリストは例示であって、 てい 何らかの客観的な限界が追加されるべきであるとの判断を支持したとされてい なお、 開示義務や忌避権の放棄の範囲について、 個別具体的な事情によっては判断が異なりうる。IBA ガイドラインでも 特定の事情があるリストではなく別のリストに載っているべきであ 「重大な」といった外縁を定め得ない規範を含んでいるし、 何らかの客観的な基準によるべきであるか、 別の事情においては短すぎることはありうると述

言を与えたがその後は関係がないという事実は、 ジ・リスト三二一一に該当する可能性が高く、しかし別の弁護士が五年前の無料法律相談を通して一方当事者に助 仲裁人と同じ法律事務所に所属する弁護士が別の事件で一方当事者に法的な助言を与えたという事実は、 所が一方当事者の法律顧問を務めているという事実は、それぞれ放棄可能なレッド・リスト一・一、一・四に該当し、 いう点でオレンジ・リストの三年という一応の基準に含まれないと考えられる。 このリストによれば、たとえば仲裁人と一方当事者が雇用関係にある、 無償という点でオレンジ・リスト三二一に該当せず、 仲裁人または仲裁人が所属する法律事務 Ŧi. 年前と

弁護士会の消費者問題の委員会等でも活動していたという場合も、 ある研究会に一緒に参加していたという事情は、IBA ガイドラインではグリーン・リストの四. 三に該当すると老 これに対して、仲裁人が一方の当事者の代理人と同じ弁護士会に所属している、 同様に、 消費者紛争の仲裁の仲裁人として選任された人が、長年消費者問題を専門に取り扱っており、 グリーン・リストの四、三または四、 弁護士会の委員会で一緒である に相当す

れる研究会に共に一緒に出席している事実などは、開示義務の範囲に含まれないと考えられる。 の関係がある場合、たとえば仲裁人と一方当事者の代理人が同じ弁護士会に所属している事実や、定期的に開催さ 象になると考えるのが妥当ではなかろうか。これに対して、事件性のない場面で仲裁人と一方当事者との ビスを有償で提供した場合には、それが仲裁人と同一の法律事務所に所属する別の弁護士によってなされたもので 確な判断のために十分な資料を当事者に提供するという観点からは、一方当事者の抱える事件について法的なサー ると考えられる。そうであれば、一般にこのような事実については開示義務はないと解することができよう。 このように、仲裁人と一方当事者との経済的、職業的、精神的関係には、その関係が緊密で現在も存在してい サービスを提供した事件と仲裁の対象となっている事件との間の関連性が薄い場合でも、開示義務の対 関係が希薄で過去のものであり現在は存在していないものまで多様なパターンがある。忌避権行使の的 間に一定 る

件事実」という。)は、どうだろうか。 関係しない案件において、仲裁の一方当事者Yの完全兄弟会社Hの訴訟代理人を務めていたという事実(以下、「本 では、本件で問題となった、仲裁人Aと同じ法律事務所の別の国のオフィスに所属する弁護士Bが、本件仲裁に

仲裁人が開示すべき事実に該当すると一般に解されている。第一審も、この事実が、Aの仲裁人としての公正性又 裁人が開示義務を負う事実に該当すると判断している。 は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実に該当する余地があるとし、抗告審は、仲裁法一八条四項により仲 も相当する可能性を指摘するもの、あるいはレッド・リストの二二二六に相当するとするものとして、本件事実は(ホタ) 学説においては、オレンジ・リストの三.一.四に相当するという考え方、またはオレンジ・リストの三.二.一に(3)

に密接な経済的関係があると考えられることから、開示義務の範囲との関係では、法律事務所とそこに所属する弁 たしかにBが法的サービスを提供したのはYではなくその完全兄弟会社Hであるが、 般に関連会社間 相

の趣旨を述べて、原決定を支持している。

護士とを同 視できるのと同様に、 YuとHを同一 視して、 本件事実は仲裁人による開 示義務の対象となると評!

るの

が妥当だと考えられる。

的な事実に基づいて忌避の申立てを的確に行 ためのものであるから、 れに対して抗告審は、 が本件事実を開示しなかったことが開示義務違反にあたるとしても、それによる瑕疵は軽微であると判断した。 裁人に選任された日に本件意見書を提出しているが、これによってAが開示義務を果たしたといえるだろうか。 (6) るにすぎないので、これをもって同項の「既に開示した」ことにはならないと判示した。 ならないとし、これに対して本件表明書は、将来生起する可能性のある抽象的かつ潜在的な利益相反を表明して この点について、 本件に お 第一 ĺλ 仲裁法一八条四項の開示義務は、 て、 審は、 開示義務の対象となる事実は、 仲裁人に開示義務違反があったといえるだろうか。本件においてAは仲裁廷の長たる仲 本件意見書の記載内容についてXらが何も異議を述べなかったことを指摘して、 1, 仲裁人の忌避制度の実効性を担保しようとした仲裁法一八条四 仲裁人を忌避するかどうかの判断資料を当事者に提供する 現実に発生し、または発生しうる具体的な事実でなけれ 最高裁も、 当事者が具体 Α 項

否か的 しなければならないとされているが、本件表明書の宛先は JCAA であって当事者ではない。 表明されたとしても、 開 示義務は当事者に忌避申立ての判断資料を提供するために規定されているところ、 確には判断できないと考えられる。また、(%) て同項 具体的にどのような事情があるのか分からない状態で、 、の開示義務を果たしたとは評価できないだろう。 仲裁法一八条四項によれば、 当事者が当該仲裁人を忌避すべきか 仲裁人は当事者に対して事実を開 将来の利益相 したがって、 反の 本件表明 可 能性が

ところで第一 審は、 本件表明書の提出に対してXらは何ら異議を述べていないこと、 またNらは本件事実のよう

な事態が生じうることをあらかじめ想定できたにもかかわらず、このことを格別問題視していなかったことによっ

だと考えられるからである。 提として開示義務が認められているところ、そのような重要な意義を有する開示義務の免除に際しては、 という考え方がある。本件意見書に対して当事者は異議を述べなかったようであるが、後者の見解に立ったとして する信頼確保のための制度であるから、当事者の合意による免除は不可能である(したがって仲裁法一八条三項 事者による事前の免除が可能であるかどうかという問題につき、 が何も異議を述べなかったという黙示的な意思表示では足りず、文書その他の方法による明示的な意思表示が必要 および独立性を担保し、 も、これをもって当事者による開示義務の免除がなされたとは考えにくい。なぜなら、忌避制度は仲裁人の公正性 四項は強行法規である)という考え方と、これは当事者保護のための制度であるので合意による免除が可能である 仲裁人の開示義務の一部または全部が免除されたと解しているようにも見える。仲裁人の開示義務について当 仲裁判断および仲裁制度に対する信頼を保障するためのおよそ唯一の手段であり、 開示義務は忌避制度の実効性を担保し、 仲裁に対 両当事者 その前

Ⅳ 仲裁人の事実調査義務について

は仲裁人または仲裁廷に対する当事者の信頼を基礎にして成立しており、(※) とができるだろうか。客観的に見て開示すべき事実が存在したとしても、 (1)のような事実が仲裁 反があると評価することができるが、 仲裁人が開示すべき事実について知っていながらそれを開示しなかった場合には、当該仲裁人には開示義務違 人および仲裁手続に影響を与える可能性は低いと考えられるからである。 仲裁人が開示すべき事実を知らなかった場合にまで開示義務違反を認めるこ 仲裁人がそれを知らないのであれば、そ 仲裁に対する信頼には仲裁人に対する信 しかしながら、

義務を認めてい

中立性および独立性に疑いを生じさせるおそれがあるかどうか自ら知る必要があるからである。 頼が含まれる点を考慮すると、手続を主宰する仲裁人には、 る責務があると考えられる。学説の多くも、 ,て調査義務を負うとする見解が一般的である。 仲裁人の開示義務の前提として、開示すべき事実があるかどうかにつ 仲裁人または仲裁人候補者は、 当事者の自己に対する信頼を損なわないように行動す 自らの中立・独立を示すために、

仲裁人が認識しているものに限定していないことを指摘して、仲裁人は、 が課されるべきであると判示した。 されるべきところ、 かったという理由では、 ためのものであるから、 実の有無に関する合理的な範囲 である。その上で、仲裁人が手間をかけずに知ることができる事実については、 の忌避申立てに関する判断の機会が損なわれたまま仲裁判断を受けることになるので適切ではないというのが理由 んを問わず開示義務を認めるのは、 この点について抗告審は、 開示されるべき事実を仲裁人が知らないからといって当該事実が開示されなかったら、 開示すべき事実が客観的に存在しているにもかかわらず、その事実を仲裁人自身が知らな 開示義務は免除されないとした。当事者には仲裁人を忌避するかどうかの判断資料が提供 仲裁法一八条四項が仲裁手続の進行中に開示義務の対象となる事実の発 の調査により通常判明し得るものをも開示すべき義務を負うとして、 最高裁も、 仲裁人の忌避制度の実効性を担保するとともに、 仲裁人が仲裁法一八条四項の趣旨に加え、開示すべき事実に 当事者に対して、 仲裁人には開示のための調査義 仲裁に対する信頼を確保する 仲裁法一八条四項の事 仲裁人 生 嵵 期 つい 当事者 0 0 調 11 7 か

ろうか (2)それでは、 仲裁人は開示すべき事実の有無についていつ調査をすれば、 調査義務を果たしたと評価されるのだ

まず、 仲裁人への就任依頼を受けた仲裁人候補者は、 依頼者に対して、 仲裁法一八条三項により自己の公正性ま

ると解される

れら疑いを生じさせるおそれのある事実を当事者にも開示するべきだと考えられるので、 定の調査をすることは可能であり現実的である。また当事者と仲裁人契約を締結し、 たは独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなければならない。この開示を行うために、 仲裁人に就任する際には、こ 就任時にも調査義務が

手続が終了するまでの間、 れる。 裁法一八条四項が仲裁手続の進行中における開示義務を認めているのは、このような事情を考慮したものと考えら 時には存在しなかった開示すべき事実が、事情の変化によって手続係属中に生じる可能性は十分に考えられる。 ていることが多いと考えられ、その利害関係は時の経過に応じて変化すると考えられる。そうすると、仲裁人就任 で他に限定をしておらず、「既に開示したもの」のみを開示すべき事実から除外していることから、仲裁人は、 負担を強いることは現実的ではない。他方で、一般に仲裁人に就任する者は実社会で多様な利害関係の中で活動し では仲裁人は、 本件において最高裁も、仲裁法一八条四項が開示義務を負う時期について「仲裁手続の進行中」とするのみ 仲裁人就任後も継続して常に調査を続けるべきであろうか。 同義務を負うと判示している。抗告審も同様に、仲裁手続終了まで調査義務 仲裁人に対してあまりに過度な調 ・開 示義務 査

行うという方法が提示されている。 時にのみ認めればよいという考え方のほか、利益相反関係が最も影響するのは仲裁判断を下す時点であるなら、 ばならないというのは現実的ではない。学説では、 仲裁人が手続終了までの間、常に(たとえば毎日) があると判断している。 それでは仲裁手続の進行中のどのタイミングで調査を行えば、合理的な調査が行われたと評価されるのだろうか。 「審理を終了して仲裁判断の起草に入る前に調査を行うという考え方、 (*) 当事者が要求したときに調査を行うべきだという考え方は一理ある。 開示義務の対象となる事実の有無を継続的に調査し続けなけれ 調査義務は、 就任依頼を受けた時と、 定の期間を定めて、 当事者がとくに要求した 定期的 仲

は、 ことが多いだろう。そうであるとはいえ、たとえば当事者が毎週調査するよう要求してきたときにも、 所属する法律事務所内での情報交換や、 なければならないとすると、仲裁人の負担は大きくなると考えられる。だからといって、仲裁手続開始の時 手続係属中にも開示すべき事実が生起している可能性があり、これらは開示されるべきだと考えられ の直前に行えば十分かというと、本件のように仲裁人の選任から仲裁判断まで三年かかっているような場合に 情報に接する機会の有無について、 外部者である当事者には不透明である

求があったときに加えて、少なくとも定期的な調査を行うことが望ましいと考えていると解される。たとえば、 者からの要求の有無にかかわらず調査・開示義務を負うと述べていることからすると、最高裁は、 面中心の審理を行う場合には、二、三ヵ月に一度の調査を行うとか、訴訟のように審問期日を設けて審理を行う場 れるので、すべての事件に適用できる基準を示すのは困難である。ただ、 何をもって合理的な調査であるのか判断するのは難しい。 期日前に調査を行うようにするという方法は、合理的な方法として考えられるかもしれない 仲裁の具体的な手続は事件毎に大きく異なると考えら 最高裁が、 仲裁人は、 手続係属中に当事 当事者からの要

(3) は、 所属して Aが本件クラスアクションに関する情報を入手することが困難であった場合にまで、Aの開示義務違反を認めるの のかは明らかではない。たとえば法律事務所の方針によってBが本件クラスアクションに関与していることも含め、 仲 Bが担当する本件クラスアクションについて、どの程度情報を与えられ、またどの程度の調査が可能であった 本件の仲裁人Aが所属するK法律事務所は、一○か国二○か所にオフィスがあり、一○○○人以上の弁護士が 裁 人の負担が大きすぎるようにも思わ 弁護士Bがサンフランシスコのオフィスに移籍した時点で、 れる シンガポールのオフィスに所属するA

の点について最高裁は、抗告審決定破棄の理由におい て、 K内部で本件事実が認識され ていたか否かだけでな

として考えているようである。

が通常判明し得たかどうか明らかではないとしており、この点も、 Kに所属する弁護士間で利益相反関係の有無を確認する態勢に触れて、 合理的な調査が行われたか否かを判断する要素 合理的 な範囲 0) 調査によって本件事

(4)て特段の支障なく調査することが可能であったと結論付けるのは、多少強引であったかもしれない。 た。 施の有無は明らかではないが、いずれの場合であっても本件事実の不開示は開示義務違反に該当すると判示してい うことにより、 テムが構築されているのかは定かではない。抗告審は、この点について、 たしかに、Kのような国際的かつ大規模な法律事務所の内部において、 K内部でどのようなコンフリクトチェック体制が整っていたのか具体的に指摘しないままに、 特段の支障なく調査することが可能であったというべきであり、 利益相反事由につきどの程度の調 K内においてコンフリクトチェックを行 本件においてこのような調査の実

るい 務を仲裁人だけに課すのは、仲裁人または仲裁人候補者にとって酷なようにも思われる。このような情報は、 調査義務は当事者の保護のための制度でもあるところ、たとえば当事者が仲裁人からの照会に虚偽の回答をし、 当事者に照会をすることができ、当事者はその照会に対して誠実に回答すべきではなかろうか。仲裁人の開示義務 ろ当事者の方が容易に調査でき、 ると考えられるが、 の関係における直接的な経済的関係、 して責任を負担する第三者、 は回答を拒否した結果、 ところで、この調査義務の範囲は広範に及ぶと考えられる。たとえば、仲裁人または仲裁人候補者と当事者と たとえば当事者の系列会社や実質的な支配関係にある会社や、仲裁判断との関係で当事者に対 当事者の代理人が所属する法律事務所が関係している事件などの情報まで調査する義 仲裁人が開示すべき事実の存在を知り得なかった場合にまで、 また正確な情報を得ることが可能であろうから、仲裁人はこのような情報につき 精神的関係、義務や責任関係などは仲裁人にとっても比較的容易に調査でき 仲裁人の開示義務違反

開

て関連情報を提供するなど、仲裁人の調査に協力すべきではなかろうか。(図) を認めるのは適切ではないと考えられるからである。 また当事者は、 仲裁 人から の照会がなくとも、 仲裁

V 開 示義務違反の効果

(1)仲裁人または仲裁人候補者が、 その義務に反して開示すべき事実を開示しなかった場合には、 どのような効果

が考えられるだろうか。

れるが、手続内での効果として、仲裁人の忌避や仲裁判断の取消しの可能性が考えられる。(岛) 仲裁手続外のものとしては、 仲裁人の倫理違反としての効果や、 仲裁契約の不履行に基づく損害賠償など考えら

仲裁人を忌避することができるし、 両当事者の合意に基づき当該仲裁人を解任することもできる。 (5)

開示すべき事実が忌避事由に該当するのであれば、

・者は当

手続の係属中に開示義務違反が判明した場合、

それでは、

仲裁人または仲裁人候補者の開示義務違反自体が、

忌避事由

(仲裁一八条一項・二号) に該当するだ

た仲裁-れる。開示義務を果たさないことが当事者の仲裁人に対する信頼を損なわせる可能性が高く、当事者の信頼を失っ(%) 仲裁人が開示すべき事実について適切な調査を行わず、そのために開示すべき事実が開示されなかった場合にも、 の存在を知りつつそれを開示しなかった場合には、 ろうか。開示義務違反があったこと自体が忌避事由に該当すると考えることもできよう。たしかに開示すべき事実 示されていないことを知りつつ、適切な時期に忌避権を行使しなかった場合には、 務違反が忌避事由に該当すると考えられる。 人が手続に関与し続けるのは望ましくないと考えられる。 当該開示義務違反が仲裁法一八条一項二号に該当すると考えら ただし、 開示すべき事実の存在と、 同様に、 当事者からの要請があったにも関わらず 当事者はもはや忌避権を行使 当 三該事 実が仲裁人に

できない。

ば、 されるときには、 仲裁人と当事者間の信頼関係が崩れるとは考えにくいからである。しかしながら、当事者から開示義務違反が主 ものを開示するのは困難であるし、仲裁人が当該事実を知らなかったからといって、仲裁手続の基礎となっている 相当な理由」(仲裁一八条一項二号)を認めることができるかという疑問は考えられる。そもそも仲裁人が知らな 存在を知らなかった場合であっても、それが当事者の要請に基づく調査を実施しなかったことに起因するのであれ 他方で、仲裁人が開示すべき事実の存在を知らなかった場合にまで、「仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる 当該仲裁人は当事者から見て不誠実であり、公正さを疑うに相当な理由があると考えられる。 当事者はすでに開示されるべき事実の存在を知っていると考えられ、いくら仲裁人が当該事実

存在しなかった場合にまで、開示義務違反を認めることは困難ではないかと考えられる。 開示して、当事者に仲裁人を忌避するかどうかの判断材料を提示するものであるので、 との当然の前提であり、仲裁人には自らに中立性・独立性に疑いを生じさせるおそれがあるかどうか知る必要があ(®) れを開示しなかった場合に開示義務違反が生じる。他方で、調査義務が貫徹されることは開示義務が貫徹されるこ として解任の対象になると解すべきである。 すると考えることになろう。しかしながら、仲裁法一八条四項は、当事者に同条一項の忌避事由となりうる事情を れを開示したか否か」という基準で判断するならば、調査の有無にかかわらず、開示すべき事実が存在するのにそ 八条四項により仲裁人の開示義務違反を問えるのだろうか。開示義務違反の有無を「開示すべき事実が存在し、そ る点を強調すれば、 ところで、仲裁人が適切な調査を実施しなかったが、同時に開示すべき事実も存在しなかった場合に、 調査懈怠の事実をもって忌避事由と評価するか、 開示すべき事実が存在しなかったとしても、 あるいは仲裁人がその任務の遂行を不当に遅滞させた 調査を実施しなかったことは開示義務違反に相当 客観的に開 仲裁人が調査義務を怠っ 示すべき事実が

195

ないので、それが国家の法秩序に合致するか否かは裁判所によって審査されるべきである。他方で、® 段が認められるべきである。また、仲裁判断は私人による裁判であって、 るのは、 るために、 る。したがって、重大な手続違反があり、それによって仲裁判断の効力の基礎が動揺する場合には、 あっても仲裁判断が取り消されるとすると、仲裁手続の迅速性や終局判断による法的安定が疎外される可能性があ らである。このような基礎がなく、 ができることを認め、 てにより、 仲裁合意が有効に成立していて、かつ正当な仲裁廷による適法な仲裁手続を経たという基礎が存在するか 仲裁に対する監督権を発動できることを認めた制度であると説明される。 裁判所は当該仲裁判断を取り消すべきである。 取消 制度は、 他方で国家は仲裁手続や仲裁判断の適法性について、それが法律に合致するか否かを審査す 仲裁判的 断の基礎的な条件を欠く場合に、 拘束力の根拠を欠く場合には、当事者には仲裁判断の拘束力を免れるための手 当事者が仲裁判断の拘束力の 判決と同程度にはその適法性が担保され 仲裁判断に当事者が拘 排除を求 当事 軽微な瑕疵 者の申立

ろうか (2)

では、

仲裁判断後に開示義務違反が判明した場合には、

当該開示義務違反が仲裁判断

の取消事由

所は が存在する場合でも、 により申立てを棄却することができる(仲裁四四条六項)。立法者によれば、その趣旨は、取消事由に該当する事実 棄却ができない。 仲裁判断の取消事由は仲裁法四四条一項に限定列挙されている。審理の結果、 したが 仲裁判断を取り消すことによる利害損失を勘案して、 消の申立てを棄却しなければならい。 裁判所の裁量の範囲については、 取消事由に該当する事実があっても、 それが重大でなく、 仲裁判断に示された結論を左右するものではないと考えられるような場 他方で、取消事由が存在すると認める場合であっても、 仲裁判断の結論に影響を及ぼさないような場合でも、 それが仲裁判断の結 裁判所が裁量的な判断ができるようにしたと説明され 論に影響を及ぼすような場合に 取消事由が不存在であれば、 裁判所は裁 瑕 ・疵が

ないという見解もある。 当該事由を主張することが当事者間の信義則や禁反言に触れる場合には、 大であるならば、 裁判所は裁量棄却すべきではなく、 仲裁判断を取り消すべきであると主張されてい 裁判所は仲裁判断を取り消すことができ

るという見解に近いと考えられる。 による瑕疵は軽微である。したがって、Aの開示義務違反が仲裁法四四条一項六号に該当するとしても、これを理 これを問題視しておらず、このことも併せ考慮すれば、本件事実の非開示が開示義務違反にあたるとしても、 れない。また、Aから本件意見表明書が提出されたことによって、本件事実を申立人が想定できたにもかかわらず、 に移籍したという事実は忌避事由には該当せず、またこの事実が本件仲裁判断の結論に影響を及ぼしたとも認めら が仲裁人に選任された後に、本件クラスアクションでHの訴訟代理人であるBがKのサンフランシスコ・オフィス (3) る可能性に言及した後に、仲裁判断取消しの妥当性について判断しているので、開示義務違反が取消事由に該当す 該当するかどうか明示していないが、開示義務違反の可能性および開示義務違反が仲裁法四四条一項六号に該当す 由に本件仲裁判断を取り消すことは相当ではないと判示した。裁判所は、Aによる本件事実の非開示が取消事由に 裁判断 0 取消事由と開示義務違反との関係について、本件の第一審は、 K法律事務所の所属弁護士であるA

しても、 義務違反は取消事 これに対して抗告審は、本件事実は開示義務の対象であり、 その不開 仲裁人の開示義務は、 仲裁法四四条一項六号の取消事由に該当すると判示した。その上で、重大な手続的瑕疵がある場合には 示は重大な手続上の瑕疵であり、 由 (仲裁四四条一項六号) に該当するとし、 仲裁手続および仲裁人の公正を確保するために必要不可欠の制度であるので、 それ自体が本件仲裁判断の結論に直接影響を及ぼすことがないと 本件事実は忌避事由に該当する可能性がないとは Aには本件事実につき開示義務違反があったとした

その瑕 最高裁は、 ・症が仲裁判断の結論に直接影響を及ぼさなかったとしても、 開示義務、 調査義務の範囲について述べるだけで、開示義務違反が取消事由に該当するか否か、 当該仲裁判断は取り消されるべきであるとして

示すべき事実を開示しないまま手続を進め、 に瑕疵がある場合に該当するとして、仲裁法四四条一項六号の取消事由に該当するという見解がある。 Aの本件事実の非開示が取消事由に該当するか否かについては判示してい いくつかの考え方に別れているようである。まず、開示義務違反そのものが手続法に違反または仲裁(8) 仲裁判断をした場合には、 仲裁手続や仲裁判断の公正さを疑わせるこ ない。 仲裁

仲裁制度に対する信頼を損なうと考えられるからである。

で明白な事由がある場合に限るなど厳格な審査基準によるのでよいとするものがある。 終局性のバランスをとる考え方である。その際の裁量の範囲の基準としては、開示すべき事実が忌避事由に該当す とが相当であるとする考え方もある。開示義務違反または開示されるべき事実が、仲裁手続や仲裁判 るか否かを例に挙げているもののほか、必ずしも忌避の裁判における判断基準と同じである必要はなく、 対してどのような影響を与えたのかについて実質的な判断をすることで、仲裁手続や仲裁判断の公正性・正当性と 開示義務違反が認められる場合でも、それが軽微な瑕疵であるときは、 裁判所は裁量によって取消しをしないこ 断の公正性に より重大

当事者には不当な仲裁廷の構成や仲裁手続があったことを取消手続で争えるべきだとも考えられる. となっていた可能性がある。また、当事者は手続中に当該仲裁人の忌避を申し立てることができたはずであるから で、仲裁法四四条一項六号により仲裁判断の取消しが認められるとする考え方もある。仲裁人が開示義務を果たし ていれば、 開示すべき事実が忌避事由に該当する場合には、 仲裁人が忌避されていた蓋然性があり、 仲裁廷の構成ないしは重大な手続法違反があったことになる 複数人から成る仲裁廷においても仲裁判断の結果が異なるもの

開示すべき事実が忌避事由に該当し、

これが仲裁人の故意によって開示されなかった場合には、

基準に調整しようというものである。 う事実のみで一律に仲裁判断を取り消すことは妥当ではないという対立する二つの要請を、 判断の取消しによって当事者や仲裁人が費やしたコストが無駄に帰すことを考慮すると、仲裁人の事実不開示とい 仲裁人による事実の開示は当事者にとって必要不可欠であるとして開示義務が重視されるべきである一方で、仲裁 いう考え方もある。この考え方は、仲裁人の公正な審理手続、仲裁判断を信頼して仲裁手続を遂行するためには、 が仲裁判断の結果に影響を及ぼしたであろうという蓋然性が認められる場合に限って取消しが認められるべきだと 仲裁人の選任に違反があった場合と同様に、仲裁人の開示義務違反が仲裁判断の結果に影響を及ぼしうるとして仲 は当該仲裁人を忌避し、別の仲裁人から成る仲裁廷による審理判断を受ける機会を保障されなかったのであるから は取り消されるべきである。また、 仲裁人が不注意で開示を怠った場合でも、開示されなかった事実の存在 仲裁人の故意・過失を

避事由に相当する事実が取消事由に該当するかは一つの考慮要素になると考えられる。実際に第一審でも控訴審で 四条一項六号の取消事由に該当し、仲裁判断は取り消されることになる。また、仲裁判断の取消手続において、忌 反であるとして、取消事由になると解することは可能である。最も厳格な立場では、開示義務違反は常に仲裁法四 (4)めに設けられた開示義務についても、 本件事実が忌避事由に該当するか否かが多少なりとも考慮されている。そうすると、忌避制度を実質化するた たしかに、開示義務は仲裁法一八条四項で定められた特別の義務であるので、開示義務違反はすなわち法令違 その違反が取消事由に該当すると解する余地はある。

に一度だけ一方当事者に対して仲裁事件とは全く別の事件について法的な助言を提供したことがあるといった、 った、それ自体が忌避事由に該当するようなものから、 他方で、開示義務の対象となる事実は広範に及び、その中には仲裁人が一方当事者の顧問弁護士を務めていると 仲裁人と同じ法律事務所に所属する別の弁護士が三年前 仲

していた。そうすると、手続法違反があったと認められる場合であっても、取消事由に該当しない場合があると考 数説は、一般的に個々の手続違背を取消原因にすることは問題であるが、重大なものについては取消事由になると 個々の仲裁人の行為に違法性が認められる場合が仲裁判断の取消事由に該当するかという点につき、 たという仲裁判断の拘束力の基礎を揺るがすような事情であろうか。旧法下の議論であるが、仲裁手続を組成する が高かった仲裁人が手続に関与した場合には、重大な手続上の瑕疵として取消事由に相当すると考えられる。 に対して後者の事実が開示されなかったことは、有効な仲裁合意に基づき正当な仲裁廷による適法な仲裁手続を経 裁事件との関連が比較的希薄なものまで含まれうる。 前者のように、忌避によって仲裁手続から排除され 判例 および多

えられる。

反の事実が仲裁判断に大きな影響を与えたとして仲裁判断が取り消される可能性がある。ただこの場合には らない。しかしながら当事者間の合意によれば当該仲裁人は解任の対象になるはずの人物であり、 瑕疵と評価される可能性がある。 義務違反というよりは、当事者の合意に反した仲裁人による仲裁手続が実施されたことをもって、手続上の重大な これが開示されなかったとする。この事実は開示義務の対象にはなりうるものの、直接に忌避事由に当たるとは限 与えたことがあるが、それ以降は当該関連会社ともまた当該当事者とも関係をもったことがないという事実があり、 人を選任するとの合意があった場合に、仲裁人が三年前に一方の当事者の関連会社に一度だけ有償で法的な助言を 仲裁当事者間で、仲裁人の独立性に少しでも疑いがあるときは直ちに当該仲裁人を解任して別 当該開示義務違 の仲 裁

当該仲裁人は手続から排除されていた可能性が高く、また当該開示義務違反は仲裁人と当事者との間 仲裁人が当事者のこのような意図を知りつつ当該事実を開示しなかったのであれば、 では当事者間の合意ではなく、一方の当事者が同様の意図を有していたにすぎないという場合ではどうだろうか。 当該開示義務違反がなければ の信頼関係を

ことを主張すれば、 められるなら、 とを知らないのであるから、当事者の意図に合わせて幅広い情報を提示するのは困難である。このような場合に仲 揺るがすものとして、 裁人の開示義務違反をもって仲裁判断を取り消すことができるのか疑問である。もしこのような場合に取消しが認 合にまで取消しを認めることには問題があるように思う。当該仲裁人は、当事者が忌避の範囲を広く考えているこ 当事者は、 仲裁判断の取消決定を得ることができ、これまでの仲裁手続が無駄になる可能性もある。 仲裁判断 自分には仲裁人の独立性に少しでも疑いがある場合には別の仲裁人による予定であった の取消しが認められそうである。 他方で、 仲裁人が当事者の意図を知らなか

る 81 化するために設けられたものであるが、 い段階で、開示義務違反を争うこと自体にどれほど意味があるのかという疑問も生じる。そうすると、忌避との関 また、たしかに仲裁人の開示義務は、忌避申立てにかかる判断材料を前もって当事者に提供し、忌避制度を実質 忌避申立ての前提である開示義務の違反の有無は、直接には取消事由にはならないのではないかとも考えられ 開示すべき事実が忌避事由に該当する場合には、その非開示が手続上の重大な瑕疵として取消事由になる 仲裁判断によって仲裁手続が終了し、当事者による仲裁人の忌避ができな

り重大で明白な事由がある場合にのみ取消しが認められるなど、厳格な審査基準によるべきだというのが理由であ との考え方について検討する。仲裁判断の取消しの裁判においては、忌避の裁判と同じ基準である必要はなく、 (5)裁量棄却するのは、 にまで至らないと判断されるときは、 開示義務違反による取消事由の存在を認めつつ、 開示義務違反は手続法違反であるので取消事由 手続法違反と手続の安定や終局性の要請を調整する一つの方法であると考えられる。 裁判所は裁量によって取消しをしないことが相当である(仲裁四四条六項 当該開示義務違反が仲裁判断に及ぼす影響が小さい (仲裁四四条一項六号) に該当するが、それが忌避事由 また、こ 場合には ょ

の考え方によると、 開 示義務の範囲を広く捉えることとの均衡も図ることができる。

立場を前提とすると、 断 る開 取消事由としないと解することと、 ら約三年が経過しており、 の時点で仲裁の申立て(平成二三年六月一六日) の対象である紛争の最終的な決着までに時間がかかってしまう可能性も考えられる。 0 示義務違反に過ぎないのか不明であるという場合でも、 消しを求め ればよいのであり、 開示義務違反は取消事由に相当するが取消しは認めないという処理は、 むしろ、 迅速な解決の実現という仲裁手続の利点は損なわれている。 当事者による軽微な開示義務違反に基づく仲裁判断取消しの申立てを誘発し、 結論は同じである。 わざわざ開示義務違反を主張する必要はない。 から約九年、 開 示すべき事実が忌避事由に該当するのか、 当事者は当該事実が忌避事由に該当するとして仲裁判 仲裁判断取消申立て(平成二六年一一月一三日) 開示 本件においても、 そもそも開 義務の範囲を広く捉える それとも単 最高裁決定 か

このような事実の が可能であったのかといった事実について立証しなければならない。すでに指摘されているように、Xらにとって、 号括弧書)。最高裁の決定によれば、申立人Xらは、Aの所属するK法律事務所が本件事実をどの程度認識 般に極めて困難なのであれば、 Kに所属する弁護士間で利益相反関係の有無についてどの程度情報共有がされていたのか、 四条一項一号から六号までの取消事由については、 証明には困難を伴うと考えられ、これによる審理の長期化も考えられる。 開示義務違反による仲裁判断取消しを得ることは事実上不可能にも 申立人による証明が求められる 開示義務違反の立 仲裁 どの程度の調 近い 川 四 してい 項六 た

係属中 裁人はすでにその任務を終了しており、 かに なり仲裁判断が取り消されたとしても、 仲裁 示義 人の 務 違 開 反が明 示義務の相手方は仲裁当事者であると考えられるが、 らかに なれば、 取消手続は仲裁当事者間で行われることになる。 当事者による解任や忌避の可能性があるが、 取消手続におい て直接に仲裁 他方で仲裁判断取消手続の段階では、 人が責任を追及されることは 仲 :裁判断: 仲裁人にとっては、 後に 示義 ない。 が明 仲 悪

尚

的に仲 が必ずしも促進されるとはいえない。むしろ、 確 質な開 になりはしないだろうか。 かに手続の瑕疵は治癒されるかもしれないが、 とくに相手方当事者が開示義務違反について善意であった場合には、 裁判断が取り消される可能性を仲裁人に明示したとしても、それによって仲裁人に課された開 示義務違反があった場合に、そのような義務違反は重大な手続法違反であるとして仲裁判 仲裁人による事実の開示を促進するために政策的な措置として考えるとしても、 仲裁人のミスを相手方当事者の負担において解消するような形にな 義務違反のあった元仲裁人に対しては直接には影響がない。 相手方当事者に過度の負担をかけること 断を取り消 宗義務 開示義 の履行

務違反を取消事由とすることに、どれほどの意味があるのかは疑問である。

という結論になる可能性もある。(&) 方 当事者が仲裁手続のやり直しによって生じた損害の賠償を求めることは考えられうる。仲裁人としては、この事後 いと考えられ、元仲裁人は、損害賠償請求訴訟において自己の開示義務違反について争うことが認められるからで もどれほど強いかは疑問である。 的な責任追及を避けるために、率先して開示義務を果たそうとするかもしれない。 の仲裁当事者と元仲裁人である。 その結果、 開示義務違反によって仲裁判断が取り消されたことを理由に、 取消決定では開示義務違反が認められたが、 取消手続は仲裁当事者間で行われるのに対して、損害賠償請求訴訟の当事者は 取消決定における判断は後の損害賠償請求訴訟に対して法律上の効力は有しな 損害賠償請求訴訟では開示義務違反が認められない 義務違反のあった元仲裁人に対して、 しかしながら、この場合の効果

VI おわりに

本稿では、 最高裁平成二九年一二月一二日決定を手がかりに、 仲裁人の事実開示義務と開示義務違反の効果につ

事実についても開示義務の範囲に含まれるとした。また仲裁は仲裁人または仲裁廷と当事者との間の信頼を基礎に して成立していることから、 法で定められた開示義務は当事者に忌避権行使の前提となる情報を提供するためのものである点を重視して、 本件で問題となった事実は仲裁人の開示義務についての限界事例の一つであると考えられるが、本稿では、 仲裁人には、開示すべき事実の有無を調査する義務があるとした。

今後の検討課題としたい 取消事由とすべきではないのではないかとの批判を試みたが、 される必要がある。これに対して本稿では、開示義務違反を取消事由とした場合の問題点を指摘し開 裁人の開示義務違反は取消事由に該当するが、その瑕疵の程度によって裁判所は裁量棄却すべきだという立場に ると考えられる点で共通している。この立場を前提とすると、裁量棄却の範囲を画する開示義務違反の程度が検討 開示義務違反の仲裁判断取消事由該当性について、最高裁の立場は明らかでないが、第一審・第二審ともに、 試論の域を出ておらず、とくに理論的 な面 示義務違反を 品につい あ 仲

- 1 このほか、契約に関する争点があるが、本稿との関係ではこれを割愛する。
- 2 務四四巻一号三四頁(二〇一六年)、高橋一章・ジュリスト一五一三号一三四頁(二〇一七年)がある。 本地裁決定に対する評釈として、芳賀雅顯・JCA ジャーナル六三巻四号五五頁(二〇一六年)、長谷川敏俊明・国際商事法
- 3 新 浜辺陽一郎・WLJ 判例コラム八七号三頁(二〇一六年)、中村達也・国際商事法務四四巻一一号一六二一頁(二〇一六年)、内 本高裁決定に対する評釈として、森下哲朗・ジュリスト一五〇五号(平成二八年度重要判例解説)三一五頁(二〇一六年)、 ・判例解説 Watch 二○号一八五頁(二○一七年)、長谷川俊明・国際商事法務四五巻五号六五○頁(二○一七年)、安達栄)順也=鈴木毅・NBL 一○九七号三九頁(二○一七年)、寺澤幸裕・ジュリスト一五○三号六六頁(二○一七年)、猪股孝史・
- 4 一三頁(二〇一八年)、河野正憲・名古屋大学法政論集二七九号二六五頁(二〇一八年)、今津綾子・法学教室四五一号一四 本最高裁決定に対する評釈として、岡田紀彦・ジュリスト一五一七号九六頁(二〇一八年)、安達栄司・法の支配 ・私法判例リマークス五六号一一三八頁(二〇一八年)、唐津恵一・ジュリスト一五一六号九八頁(二〇一八年)がある。

- ○頁(二〇一八年)、浜辺陽一郎・WLJ 判例コラム一二六号一頁(二〇一八年)がある。
- 5 小島武司『仲裁法』(二〇〇〇年、青林書院)一七九頁、山本和彦=山田文『ADR 仲裁法 [第二版]』(二〇一五年、 日本評
- (6) 小山昇『仲裁法〔新版〕』(一九八三年、有斐閣) 一三一頁
- 7 = 小室直人 = 西村宏一 = 林屋礼二編『注解民事訴訟法〔第二版] (一一)』 (一九九六年、第一法規出版〕四六九頁〔河野正憲〕。 ただし、当事者本人またはその法定代理人・代表者は仲裁人になることができない。小島・前掲注(5)一五七頁、斎藤秀夫
- 8 小島武司 = 猪股孝史『仲裁法』(二○一四年、日本評論社)二○○頁。猪股孝史「仲裁人の忌避手続」新報一一三巻九 = 一
- 足りると考えられているからである。山本=山田・前掲注(5)三三三頁。 仲裁が当事者の意思に基づく手続であることに鑑み、ある仲裁人を排除するか否かは常に当事者の意思(申立て)に委ねれば ○号三頁(二○○七年)は、忌避制度の必要は、裁断型の紛争解決方法に内在する本来的要請であるとする。 なお、仲裁法では、民事訴訟法と異なり、 絶対的な排斥原因である除斥の制度(民訴二三条)は設けられていない。これは
- 9 近藤昌昭=後藤健=内堀宏達=前田洋=片岡智美編 『仲裁法コンメンタール』(二〇〇三年、 商事法務)
- (10) 小島=猪股・前掲注(8)二〇六頁。
- (1) 近藤ほか・前掲注(9)七九頁。(11) 小島=猪股・前掲注(8)二一五頁。
- (13) 小島=猪股·前掲注(8)·二一六頁。
- 六頁(一九九七年)、松浦馨=青山善充編『現代仲裁法の論点』(一九九八年、有斐閣)二一二頁〔貝瀬幸雄〕、小島・前掲注 (5)一九一頁。 斉藤ほか・前掲注(7)四七五頁 [河野正憲]、 佐上善和「建築工事紛争の仲裁と仲裁人の忌避」立命館法学二五六号一五九
- 15 き事実は、ときとしてプライバシーにかかる事実も含みうるからである。小島=猪股・前掲注(8)二一七頁、 仲裁人への就任以来を受けたものの、仲裁人に就任する意思がまったくない者には、この開示義務は課されない。 (9)七九頁。 近藤ほか・前掲
- (16) 小島=猪股·前掲注(8)二一八頁。
- 17 三谷忠之先生古稀祝賀』(二〇一七年、 における仲裁人の開示義務違反と仲裁判断の取消」小田敬美=籠池信宏=佐藤優希=柴田潤子編『市民生活と現代法理論 | 三木浩一||山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』(二〇〇六年、有斐閣)一六四頁〔三木浩一発言〕、高杉直|国際商事仲裁 成文堂)二五三頁。

- 18 〇七年)、 号一一頁(二〇〇六年)、日下部真治「忌避及び利害関係情報開示に関する諸問題」仲裁・ADR フォーラム一号五八頁(二〇 三木=山本・前掲注 (17)一六四頁〔出井直樹、近藤昌昭発言〕、豊田博昭「仲裁人の忌避(下)」JCA ジャーナル五三巻一〇 山本=山田·前掲注(5)二二五頁。
- 19 (二○○三年)[近藤昌昭発言]、三四頁[出井直樹発言]、近藤ほか・前掲注(9)八○頁、小島=猪股・前掲注(8)二一八頁、 座談会「新仲裁法について(上) —— UNCITRAL モデル法との異同を中心に —— 」 JCA ジャーナル五〇巻一〇号三三頁 本 = 山田·前掲注(5)三三五頁。
- (20) 豊田·前掲注(18)一〇頁。
- 21 座談会・前掲注(19)三四頁〔出井直樹発言〕、小島=猪股・前掲注(8)二一九頁。
- (22) 三木=山本·前掲注(17)一六○頁〔出井直樹発言〕。
- 23 前掲注(18)一○頁、小島=猪股・前掲注(8)二一九頁、 座談会・前掲注(19)号三四頁〔中村達也発言、三木浩一発言、近藤昌昭発言〕、三木=山本・前掲注(17)一六○頁、豊 山本=山田・前掲注(5)三三六頁、高杉・前掲注(17)二二五頁。
- (24) 三木 = 山本·前掲注(17)一六一頁〔山本和彦発言〕。
- (25) 三木=山本·前掲注(17)一六三頁〔小島武司発言〕。
- (26) 三木 = 山本·前掲注(17) 一六一頁 [出井直樹発言]。
- 社の代理人の実弟であるというだけでは、偏頗の判断をするおそれがあるとはいえないと判断した。 大判大正一五年一○月二八日法律新聞二六三九号一三頁、法律学説判例法論全集一六巻民訴三五○頁は、
- (28) https://www.ibanet.org/Publications/publications_IBA_guides_and_free_materials.aspx(二○一八年九月一八日閲覧)公表 法と実務』(二〇一六年、丸善雄松堂)一七四頁〔高取芳宏=一色和郎=松本はるか〕を参照。 されている日本語訳は二〇〇四年版に基づくものである。ガイドラインの概要は、谷口安平=鈴木五十三編『国際商事仲裁の
- 29 事情も含み、したがって、このような事情を開示しても利益相反を治癒できないとする。 を拒絶すべきであるとする。これらの事実には、何人も自己の審判官となることはできないという手続的な原則から導かれる 放棄不可能なレッド・リストに該当する事由がある場合には、仲裁人候補者は受任を辞退し、仲裁人は仲裁人としての活動
- が十分に情報を得た上で、利益相反の事情を承知した上で、それでもなお仲裁人として活動できることに明示的に同意してい る場合に限って、当該者に仲裁人としての活動が認められるべきだとする。 放棄可能なレッド・リストに該当する事由には、深刻とまでいえないが重大な事情を含む。したがって、全ての利害関係人
- 30 ただ、これらのリストに挙げられた事情の境界線は絶対的なものではなく、特定の事情によっては流動的に考えられるべき

だとする。

- 32 31 三木=山本・前掲注(17)一六一頁 座談会・前掲注(19)三四頁 [出井直樹発言]。
- 33 芳賀·前掲注(2)五八頁、内藤ほか·前掲注(3)四二頁 [出井直樹発言]。
- 34 森下・前掲注(3)三一六頁。
- 35 森下・前掲注(3)三一六頁、高杉・前掲注(17)・二五八頁
- 37 36 と指摘する。 なお、 座談会・前掲注(19)三四頁 中村・前掲注(3)一六二九頁は、Aは本件意見書の提出によって、 〔出井直樹発言〕、三木=山本・前掲注(17)一六四頁 故意に調査義務を果たさなかったように思われる [出井直樹発言]、 豊田 ・前掲注(18) 一一

頁

- 38 日下部・前掲注(18)五八頁、 三木=山本・前掲注(17)一六四頁〔三木浩一発言〕、中村達也「仲裁人の忌避に関する諸問題」國士舘法學四二号二一二頁 山本=山田・前掲注(5)三三五頁
- 橋宏志先生古稀祝賀論文集』(二〇一八年、有斐閣) (二○○九年)、猪股孝史「仲裁人の忌避事由」高田裕成=山本弘=山本克己=松下淳一=畑瑞穂編 一五頁。 『民事訴訟法の理論
- 39 猪股・前掲注(8)七頁。
- 40 高桑昭 『国際商事仲裁法の研究』(二〇〇〇年、信山社)三三二頁、 猪股・前掲注(8)四七頁。
- $\widehat{41}$ 士についてのこうした調査義務は弁護士法二五条によって基礎づけることができ、共同事務所および弁護士法人における事件 情報の記録化 三木=山本・前掲注(17)一六四頁〔出井直樹発言〕、小島=猪股・前掲注(8)二二〇頁、 (弁護士職務基本規程五九条、六三条)は、すでにこうした調査義務を前提にしたものと解する。 豊田・前掲注(18)一〇) 頁 は、
- 42 三木=山本・前掲注(17)一六四頁〔三木浩一発言〕、中村・前掲注(35)二一二頁。
- 43 て調査義務があるとしていた。 中村・前掲注(3)一六二七頁は、 仲裁人に過大な負担や大きな支障を課すことなく、 合理的な範囲で実施できる調査につい
- 44 三木=山本・前掲注(17)一六三頁〔小島武司発言〕。
- 45 日下部·前揭注(18)五九頁。
- 46 浜辺。 前掲注(3)三頁は、このように述べて、開示義務違反があったとした抗告審決定を支持する。
- 47 務所のシステムによるコンフリクトチェックを行うことは要求できるとする。 高杉・前掲注(17)二六一頁は、少なくとも3か月毎に、仲裁の当事者およびその関連会社について、 仲裁人が属する法律事

- 48 芳賀・前掲注(2)六○頁、浜辺・前掲注(3)三頁、猪股 ·前揭注(3)一八八頁
- 49 https://www.kslaw.com/?locale=en(二〇一八年九月一八日閲覧)。
- 50 浜辺・前掲注(3)三頁参照。
- 51 フィスを展開できる法律事務所であれば、コンフリクトチェックのシステムを十分に整備でき、 実際をどの程度理解していたのか疑問であるとする。これに対して、浜辺・前掲注(3)六頁は、 ンフリクトチェックを行い続けることに特段の支障がないといえるかどうかは疑問であり、抗告審がコンフリクトチェックの ることに鑑みても、利益相反について厳しい調査義務を課しても不当ではないとする。 森下・前掲注(3)三一六頁。内藤=鈴木・前掲注(3)四三頁は、法律事務所が、一般に依頼者の関連会社の状況も含めてコ かつ大きな経済的利益を得て Kのように世界的に多くのオ
- 52 内藤=鈴木・前掲注(3)四三頁。
- 53 IBA ガイドラインの規範七では、このような当事者の調査義務を定める。
- 54 豊田・前掲注(18)一一頁、三木=山本・前掲注(14)一一六頁〔小島武司発言〕。
- 55 豊田・前掲注(18)一一頁。
- 57 56 三木=山本·前掲注(17)一六六頁以下、 松浦=青山・前掲注(4)二一三頁〔貝瀬幸雄〕、豊田 山本 = 山田·前掲注(5)三三六頁 · 前掲注(18) 一一頁。
- 58 小島=猪股・前掲注(8)二二〇頁。
- 59 近藤ほか・前掲注(9)七九頁。
- 61 60 島=猪股·前掲注(8)四七二—四七三頁。 小島武司=高桑昭編『注解 谷口安平=井上治典編『新・判例コンメンタール民事訴訟法六』(一九九五年、三省堂)七一〇―七一一頁 仲裁法』(一九八八年、青林書院)一七五—一七六頁、一八五頁〔吉村徳重〕、 [青山善充]、小 斎藤ほか
- 62 中田淳一『特別訴訟手続 (7)五四二頁 [河野正憲]、 第三編仲裁手続』(一九三八年、 小島=猪股·前揭注(8)四七二頁。 日本評論社)一五二頁
- 63 林書院) 二四六頁〔谷口安平〕、小島=猪股・前掲注(8)四八八頁以下参照 どうかについて、松浦=青山・前掲注(4)三四九頁〔谷口安平〕、小島武司=高桑昭 谷口ほか・前掲注(60)七一一頁 [青山善充]、 小島=猪股・前掲注(8)四八二頁。 取消事由の任意的な拡張が可能であるか 『仲裁法 注釈と論点』(二〇〇七年、
- 64 近藤ほか・前掲注(9)二四九頁。
- 65 三木=山本・ 前掲注(17)三五二頁 [出井直樹発言]。

(66) 三木 = 山本·前掲注(17)三五二頁 [三木浩一発言]。

四〇

- (67) 芳賀·前掲注(2)五九頁
- 68 猪股・前掲注(8)二二一頁、山本=山田・前掲注(5)三三六頁 松浦=青山・前掲注(4)二一三頁 [貝瀬幸雄]、三木=山本·前掲注(17)一六七頁〔近藤昌昭発言、 山本和彦発言〕、
- (9) 小島 = 高桑·前掲注(3) 一三三頁〔森勇〕。
- 70 る趣旨を活かすためにはその手続違反は取消事由になるのが原則であるとする。 三木=山本・前掲注(17)一六七頁〔近藤昌昭発言〕は、仲裁手続において、忌避事由よりも広い事由の開示義務を課してい
- $\widehat{71}$ 島=猪股・前掲注(8)二二一頁、山本=山田・前掲注(5)三三六頁。 松浦=青山·前掲注(4)二一三頁〔貝瀬幸雄〕、小島=高桑·前掲注(6)一三三頁〔森勇〕、 日下部·前揭注(18)六六頁、小
- 72 九年一二月一二日を素材に」柏木昇=杉浦保友=森下哲朗=平野温郎=河村寛治=阿部博友編『国際取引の現代的課題と決 二二二頁、山本 = 山田・前掲注(5)三三六頁、森下哲朗「仲裁人の開示義務・調査義務と仲裁判断の取消し — 三木=山本·前掲注(17)一六七頁 [山本和彦発言、三木浩一発言]、日下部·前掲注(18)六〇頁、 澤田壽夫先生追悼 ——』(二〇一八年、信山社)五九四頁。 小島 = 猪股・前掲注 8
- 73 三木=山本・前掲注(17)一六七頁 〔山本発言〕、日下部・前掲注(18)六〇頁、 山本=山田 · 前掲注(5)三三六頁
- (74) 小島=猪股・前掲注(8)二二二頁、猪股・前掲注(38)一九頁。
- $\widehat{75}$ る仲裁人が下す判断には公正性に欠けることを挙げており、開示すべき事実が忌避事由に該当する場合を念頭に置いているよ 高桑・前掲注(63)一一三頁〔森勇〕も、開示義務違反が取消事由になる理由として、忌避事由に当たる事実の存在を知ってい 高杉・前掲注(17)二六三頁(重大な法令違反)、小島=猪股・前掲注(8)二二三頁 (仲裁廷の構成に法令違反)。
- (76) 高杉·前掲注(17)二六三頁。
- $\widehat{77}$ 中村達也「仲裁判断取消しの裁量棄却について」立命館法学三六三・三六四号一七二三頁(二〇一五年)、中村・前掲注(3)
- 78 注意で合理的な調査を怠り、その結果仲裁人が開示すべき事実を知らず、 裁判断を取り消すべきではないとする。中村・前掲注(77)一七二四頁。 しなかった場合には、当該不開示の事実が忌避事由に該当する場合には仲裁判断を取り消すべきであり、 また、この見解は、 仲裁人の調査義務についても類似の考察をおこない、 それに影響を受けずに仲裁判断をした場合には、 仲裁人が故意に調査せず、 開示すべき事実を開 他方で、

- 頁 小島 = 高桑·前掲注(61)一八七頁〔吉村徳重〕、 〔河野正憲〕、小島・前掲注(5)三四〇頁。 谷口ほか・前掲注(60)七一五頁 〔青山善充〕、 斎藤ほか・前掲注(7)五四七
- なされた場合にも、「仲裁手続ヲ許ス可カラサリシトキ」(公示催告八○一条一項一号)にあたるとした。 札幌地判昭和五三年三月二〇日判時九〇七号八八頁は、建設仲裁において建設業法施行令の定める調書が作成されていない 大判大正七年四月一五日民録二四輯八六五頁は、当事者の合意上履践すべきと定められた個々の手続に違背して仲裁判断

場合には、仲裁手続は建設業法施行令に違反するが、民事訴訟法は仲裁手続に関する調書の作成を命じておらず、従ってその

- 80 不存在をもって仲裁判断取消の事由とすることは本来予定していないと判示した。 日下部·前掲注(18)六〇頁。
- 82 81 山田・前掲注(5)三三六頁。 三木=山本·前掲注(17)一六七頁 [三木浩一発言]、日下部·前掲注(18)六〇頁、 三木=山本・前掲注(17)一六七 [三木浩一発言]、日下部・前掲注(18)六〇頁。

小島=猪股・前掲注(8)二二二頁、

Щ

- 83 84 そうではなく、開示義務違反に基づく仲裁判断取消決定が後の損害賠償請求訴訟において法律上の影響を及ぼすのであれ 芳賀·前掲注(2)六○頁、浜辺·前掲注(3)三頁
- 仲裁人には取消手続において自己の開示義務違反について争う機会が与えられるべきである。

几